

## 北海道 長期優良住宅建築等計画等認定申請等手数料について（令和4年10月1日～）

令和4年9月

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下、「法」という）に定める長期優良住宅建築等計画等の認定申請等の手数料は、以下のとおりです（北海道が所管行政庁として認定する場合の手数料です）。

1 法第5条第1項～第7項に係る認定申請／法第8条第1項に係る変更認定手数料（工事着手予定時期、工事完了予定時期、譲受人決定予定時期、管理者等の選定の変更を除く）

次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る（変更）認定申請の総数で除して得た額となります（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げる）。

		認定申請手数料 (法第5条第1項～第7項)		変更認定申請手数料 (法第8条第1項)	
		新築	増築・改築、 既存住宅	新築	増築・改築、 既存住宅
戸建住宅	1戸	19,000円	26,000円	15,000円	20,000円
共同住宅	2～5戸	31,000円	44,000円	24,000円	34,000円
	6～10戸	48,000円	69,000円	38,000円	55,000円
	11戸～30戸	76,000円	113,000円	58,000円	85,000円
	31戸～50戸	120,000円	178,000円	96,000円	142,000円
	51戸～100戸	181,000円	269,000円	151,000円	224,000円
	101戸～200戸	305,000円	455,000円	251,000円	374,000円
	201戸～300戸	385,000円	575,000円	313,000円	467,000円
	301戸以上	436,000円	652,000円	347,000円	518,000円

※「確認書等」：住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項又は第4項に規定する長期使用構造等であるかどうかの確認を受けた場合

〈手数料の計算例〉

(1) 70戸建てのマンションにあって、区分所有者が複数おり、確認書等を用いて認定申請をする場合

1棟70戸＝181,000円

(2) 70戸建てのマンションにあって、所有者が一人であり、全住戸70戸について、確認書等を用いて認定申請をする場合

181,000円÷70戸＝2,585円/戸≒2,600円/戸

2,600円/戸×70戸＝182,000円/棟

(3) 70戸建てのマンションにあって、所有者が一人であり、35戸のみについて、確認書等を用いて認定申請をする場合

181,000円÷35戸＝5,171円/戸≒5,200円/戸

5,200円/戸×35戸＝182,000円/棟

2 法第8条第1項に係る変更認定申請手数料（工事着手・工事完了予定時期、譲受人・管理者等決定予定時期の変更）  
戸建住宅・共同住宅（1申請につき）1,000円

3 法第9条第1項及び第3項に係る変更認定申請手数料（譲受人・管理者等決定）  
戸建住宅・共同住宅（1申請につき）1,800円

4 法第10条に係る地位の承継の承認申請手数料  
戸建住宅・共同住宅（1申請につき）1,800円

※法第6条第2項に係る申し出をする場合は、上記の手数料のほか、建築基準法に定める建築確認申請等に要する手数料の額を加算します（また、建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する場合は、当該判定に必要な手数料がかかります。）